

写

3 畜産第 420 号
令和 3 年 8 月 2 日

各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

— 殿

農林水産省畜産局長

「家畜改良増殖法の一部を改正する法律の運用について」の一部改正
について

今般、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年農林水産省令第 48 号）の施行に伴い、結核が家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 9 条に基づく検査の対象から除外されたことを踏まえ、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 9 条の 2 に基づく獣医師による診断時の検査における結核の取扱いについて、「家畜改良増殖法の一部を改正する法律の運用について」（平成 4 年 11 月 19 日付け 4 畜 A 第 2650 号農林水産省畜産局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正するので、御了知の上、貴農政局（※ 1）管内の各都道府県に対し、周知を図られたい。

施行注意：別紙として新旧対照表を添付する

施行注意：（※ 1）は、北海道農政事務所あては、「貴農政事務所」、
内閣府沖縄総合事務局あては「貴事務局」と記載する。

写

3 畜産第 420 号
令和 3 年 8 月 2 日

公益社団法人 日本獣医師会 会長	}	殿
一般社団法人 日本家畜人工授精師協会 会長		
独立行政法人 家畜改良センター 理事長		
全国農業協同組合連合会 代表理事理事長		

農林水産省畜産局長

「家畜改良増殖法の一部を改正する法律の運用について」の一部改正
について

今般、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年農林水産省令第 48 号）の施行に伴い、結核が家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 9 条に基づく検査の対象から除外されたことを踏まえ、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 9 条の 2 に基づく獣医師による診断時の検査における結核の取扱いについて、「家畜改良増殖法の一部を改正する法律の運用について」（平成 4 年 11 月 19 日付け 4 畜 A 第 2650 号農林水産省畜産局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正しますので、御承知いただきますとともに、本件の周知につきましてご協力いただきますようお願い申し上げます。

施行注意：別紙として新旧対照表を添付する

(別紙)

家畜改良増殖法の一部を改正する法律の運用について（平成4年11月19日付け4畜A第2650号農林水産省畜産局長通知）一部改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
家畜改良増殖法の一部を改正する法律の運用について (略) 1 家畜改良増殖法第9条の2に規定する獣医師の診断 家畜体内受精卵の採取の用に供する雌畜又は家畜卵巢の採取の用に供する雌畜（そのとたいから家畜卵巢を採取する雌畜を含む。）の診断に当たっては、<u>特に</u>臨床症状に留意し、病歴、遺伝形質（異常産子の分娩状況）、繁殖成績及び疫学関連事項（疾患の発生状況、ワクチン接種等防疫処置の実施状況、家畜の移出入の状況等）について、<u>直接</u>当該家畜の飼養者等から状況を聴取するとともに、原則として、衛生検査証明書等の書類の検討を行い、<u>〔削る。〕</u>、それらの総合所見により家畜改良増殖法施行規則第13条の2に規定された伝染性疾患及び遺伝性疾患の有無を判定するものとする。<u>〔削る。〕</u>	家畜改良増殖法の一部を改正する法律の運用について (略) 1 家畜改良増殖法第9条の2に規定する獣医師の診断 家畜体内受精卵の採取の用に供する雌畜又は家畜卵巢の採取の用に供する雌畜（そのとたいから家畜卵巢を採取する雌畜を含む。）の診断に当たっては、臨床症状に留意し、病歴、遺伝形質（異常産子の分娩状況）、繁殖成績及び疫学関連事項（疾患の発生状況、ワクチン接種等防疫処置の実施状況、家畜の移出入の状況等）について直接当該家畜の飼養者等から状況を聴取するとともに、原則として、衛生検査証明書等の書類の検討を行い、<u>更に細密検査を行って</u>、それらの総合所見により家畜改良増殖法施行規則第13条の2に規定された伝染性疾患及び遺伝性疾患の有無を判定するものとする。<u>この場合、細密検査は、とたいから家畜卵巢を採取しようとする家畜以外については、少なくとも結核病について、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1により実施するものとする。</u> <u>ただし、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条又は第31条の規定により結核病の検査を受け、その結果に基づき結核病にかかっていない旨の同法第8条（第31条第2項において準用する場合を含む。）の証明書を有するものにあつては、細密検査を省略することができるものとする。</u>

附 則

この通知は、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（令和3年8月2日）から施行する。